

おすすめ！デジタル化が進んだ今こそチャレンジ！

TAX
02

待ち時間なし！ 自宅でじっくり スマホで申告

確定申告には、e-Tax・スマホ申告が大変便利。マイナンバーカードとスマホ(マイナンバーカード読み取り対応)があれば、申告会場に行かなくても、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告を行うことができます。

▶スマホ申告の便利な5つのメリット

- 👍1 24時間いつでも申告できる
※メンテナンス時間を除く。
- 👍2 税務署への書類持参不要
- 👍3 印刷・郵送料不要
- 👍4 添付書類不要
※一部を除く。
- 👍5 早期還付(3週間程度)
※書面提出の場合1カ月～1カ月半程度です。

書類の作成方法は動画でチェック

動画で見る確定申告

「国税庁動画チャンネル」で配信

確定申告書等作成コーナーはこちら▼

確定申告

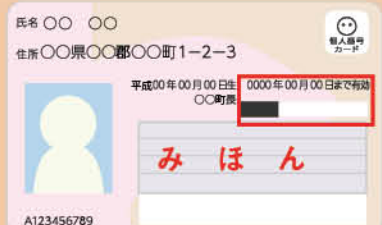
操作方法などのお問い合わせは
e-Tax作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901

e-Taxに必要なもの

- ✓ マイナンバーカード
- ✓ マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン(またはICカードリーダー)
- ✓ マイナンバーカードの暗証番号
①利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)
②署名用電子証明書の暗証番号(英数字6～16文字)

すでに
約4人中3人が
e-Taxで
申告しています!!

※マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限にご注意ください



有効期限を過ぎた場合、電子申告などが利用できません。
特に、確定申告期は、更新窓口の混雑が予想されますので、
お早めに更新手続きをお願いします。

>有効期限や更新手続きの詳細は、
「デジタル庁公式note」をご確認ください。

▶今年から個人住民税申告も電子申告スタート!!

令和7年分の個人住民税の申告がeLTAX(エルタックス)からマイナンバーカードを利用して電子申告できます。24時間(メンテナンス時間を除く)申告でき、来庁も不要です。

※マイナンバーカードが必要です。

※マイナポータルアプリのダウンロードが必要です。

※別途書類の郵送が必要な場合があります。



「スマホで申告！」

税の申告

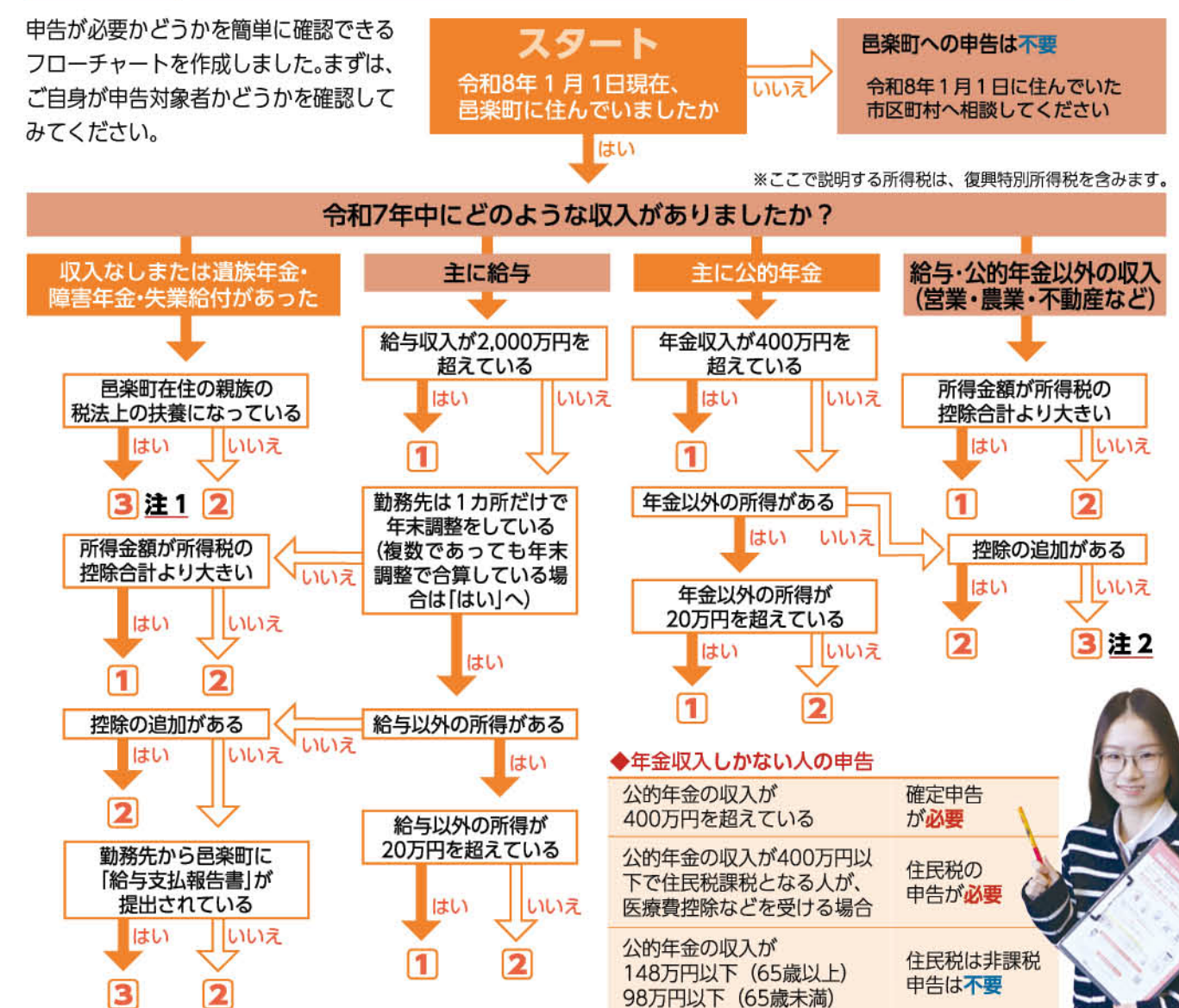
令和7年分

令和7年分所得税、8年度(町民税)の申告受付が2月16日(日)から始まります。必要な書類をそろえて、館林税務署または役場1階エントランスロビーで忘れずに申告してください。

TAX
01

申告が必要？不要？フローチャートで確認

申告が必要かどうかを簡単に確認できるフローチャートを作成しました。まずは、ご自身が申告対象者かどうかを確認してみてください。



1	所得税の確定申告が必要	所得税の確定申告書を提出すれば、住民税の申告は必要ありません。確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する事項、金額があれば必ず記入してください
2	住民税の申告が必要	所得税(復興特別所得税含む)が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合には、確定申告が必要です
3	確定申告・住民税の申告は不要	【注1】の人で国民年金保険料の申請免除を受ける場合や所得・税金に関する証明書が必要な場合は、住民税の申告が必要です 【注2】の人で所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合には確定申告が必要です

フローチャートは一般的な例です。不明な点は役場税務課(☎47-5011)にお問い合わせください。



□ 年間収入が分かる書類

【給与や年金を受給している人】

源泉徴収票(給与・年金など)、事業主の支払証明書など

【事業所得や不動産所得のある人】

事業所得(営業や農業)、不動産所得のある人は収支内訳書

※収入と経費を事前に収支内訳書に記載してください。

□ 所得控除に必要な書類

【社会保険料控除などを使う人】

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の「令和7年分納付額のお知らせ」、国民年金、生命保険・地震保険・旧長期損害保険などの控除証明書など

【医療費控除を使う人】

医療費の明細書、医療費通知(医療費のお知らせ)、高額療養費などの補てん金がかかるものなど

※医療費の領収書は自宅で5年間保管してください。

【障害者控除を使う人】

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など

※障害者控除対象者認定書についてのお問い合わせは、役場福祉介護課☎47-5024まで。

⚠ 事業所得(営業・農業)や不動産所得の収支内訳書、医療費控除の明細書はご自身で記入していただくものです。作成できていない場合は申告相談できません。

●「令和7年分納付額のお知らせ」を発送

該当の人へ1月末に役場税務課より国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料控除のお知らせを発送しました。確定申告の際にご利用ください。

年金からの特別徴収(天引き)分については、日本年金機構から送付される「公的年金等の源泉徴収票」をご確認ください。社会保険料控除の二重計上にご注意ください。



その他不明な点は
役場税務課(☎47-5011)へ

事前に必ず
チェックを!

✓ check!

□ 通帳など本人名義の口座番号が分かるもの
(所得税が還付になる人)

□ 本人確認書類(運転免許証など)

□ マイナンバー(個人番号)確認書類

「こちらを忘れずに!」

申告時には
マイナンバー
が必要です!

	番号確認書類	本人確認書類
本人	必要	必要
扶養家族	必要	不要

マイナンバーカードがあれば
1枚で本人確認と番号確認ができるので大変便利です!

TOPIC②

ふるさと納税の 寄附金控除

ふるさと納税を行った時に「ふるさと納税ワンストップ特例」の申請を行った人でも、確定申告をする際は、ふるさと納税の「寄附金の受領書」または「寄附金控除に関する証明書」が必要です。ワンストップ特例は、会社勤めの人など確定申告しない人に適用されるもので、確定申告すると、ワンストップ特例が無効となるからです。ふるさと納税に係る寄附金控除も併せて申告する必要があります。

「ここも読んで!」



▶ 館林税務署で申告が必要な人

●次に該当する人は館林税務署で申告が必要です

▶ 青色申告をする ▶ 令和7年中に営業や農業、不動産事業を始めた ▶ 営業や農業、不動産所得の損失を繰り越す ▶ 土地・建物の不動産や自動車・貴金属などの動産を譲渡した ▶ 株式や先物取引で譲渡益があった、または株式や先物取引で生じた損失を繰越損失として申告する ▶ 特殊な配当所得がある ▶ 外国為替証拠金取引(FX)による所得がある ▶ 暗号資産(ビットコインなど)で利益が出た ▶ 肉用牛の販売により、特定肉用牛所得の申告をする ▶ 雑損控除の適用を受ける ▶ 贈与税・消費税の申告をする

期 間 2月16日(月)～3月16日(月)
(土・日曜日、祝日を除く)

受付時間 午前8時30分～午後4時
(入場整理券配布終了まで)

会 場 館林税務署 3階会議室
(館林市仲町11-12) ☎72-4373

※館林税務署会場の入場には、国税庁LINE公式アカウントから事前発行(または当日配布)により取得した入場整理券が必要です。

「私は税務署かな?」



国税庁LINE
公式アカウント

▶ 申告期間・時間・会場

期 間 2月16日(月)～3月16日(月)
(土・日曜日、祝日を除く)

受付時間 午前9時～11時・午後1時～4時
※2月24日(火)は午後6時まで延長します。
ただし、午後4時～6時の受け付けは予約が必要です。

会 場 役場1階エントランスロビー
(税務課の隣)

※申告期間中は、税務課窓口で申告相談は実施しません。
申告相談を希望する場合は、申告相談会場へお越しください。

2月24日(火)午後4時～6時に申告を希望する場合、事前予約制となりますので、下記QRを読み取って、受付フォームから予約してください。
予約の締め切りは2月20日(金)です。



事前予約
受付フォーム

●入場整理券の配布

配布上限 午前券65枚・午後券80枚

配布時間 午前券:午前8時30分～(上限に達するまで)
午後券:午後0時30分～(上限に達するまで)

注 意 点
※上限枚数があるので、配布状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。午前券は午前の受け付け、午後券は午後の受け付けのみ利用できます。発行は当日券のみで、違う日の入場整理券を取ることはできません。また、配布時間前に来場しても入場整理券の配布はできません。

▼対象地区の目安

期 日	対 象 地 区
2月16日(月)～27日(金)	【中野地区】 鶉、明野、中野、鶉新田、 新中野、光善寺
3月2日(月)～5日(木)	【高島地区】 石打、藤川、秋妻
3月6日(金)	全行政区
3月9日(月)～16日(月)	【長柄地区】 狸塚、赤堀、篠塚

※例年、開始直後や午前中などは混雑します。できる限り時間をずらして来場してください。

「簡単に予約できた!」

